

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年1月20日（令和7年（行個）諮問第8号）

答申日：令和7年8月8日（令和7年度（行個）答申第66号）

事件名：特定職員の特定の発言について聴取した記録等に記録された本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月7日付け厚生労働省発基1007第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

令和6年特定日c特定時刻d、特定日e特定時刻fに、審査会事務室の特定職員Bに対し、埼玉労働局特定職員Aが、取材カメラの前で「労働保険審査会が私の調査資料を第三者に晒してしまった」との発言について電話で確認している。この問題は労災申請による公平な調査を逸脱し、行政への中立性を疑わせ、労働行政の存在意義を問われる問題であるにも関わらず、メモすら取らないのは、職務怠慢と言わざるを得なくなってしまう。重要な情報である事から開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年9月9日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月22日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、令和6年特定日に特定労働局の特定職員が「労働保険審査会が審査請求人の調査資料を第三者に漏えいしてしまった」等の発言について、労働保険審査会内で聴取等の記録の一切（メモ、メール等の電磁的記録を含む）の開示を求めるものであり、処分庁は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示決定とした。

(2) 原処分の妥当性について

労働保険審査会担当者に確認したところ、「審査請求人が主張する、漏えいした事実は承知しておらず、当該漏えいに係る文書も作成していない。」旨の回答があった。そうすると、原処分は妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年8月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報は、令和6年特定日 a 特定時刻 b 頃、埼玉労働局特定職員Aが、「労働保険審査会が審査請求人の調査資料を第三者に晒した（漏えい）」等の発言について、労働保険審査会内での聴取、本省・埼玉労働局への聴取・報告・指示した際の記録の一切等である。

(2) 処分庁は、原処分をした不開示決定通知書において、開示請求書記載の事実はなく、本件対象保有個人情報を保有していないとする。

(3) これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2。以下同じ。）において、労働保険審査会事務室の特定職員Bに対し、埼玉労働局特定

職員Aが、「労働保険審査会が審査請求人の調査資料を第三者に晒してしまった」との発言について電話で確認している旨を主張する。

(4) これに関して、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、労働保険審査会の担当者に確認したところ、「審査請求人が主張する、漏えいした事実は承知しておらず、当該漏えいに係る文書も作成していない。」旨の回答があったとし、原処分は妥当であるとする。

(5) 審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、厚生労働省において本件対象保有個人情報保有しているとする具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはまではいえない。そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（4）の諮問庁の説明が、不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかこれを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。

(6) したがって、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

令和6年特定日 a 特定時刻 b 頃、埼玉労働局内で埼玉労働局特定職員 A が、取材カメラの前で語った「労働保険審査会が私の調査資料を第三者に晒してしまった（漏洩）」等の発言について、労働保険審査会内での聴取、本省・埼玉労働局への聴取・報告・指示した際の記録の一切（メモ・メール等の電算磁記録を含む）なお、この際、何らかの決裁を取った場合は、その行為に関する原議書も含めるものとする。※別紙資料として、A が発言した反訳書の一部を提出する。